

太陽光発電設備や蓄電池等の導入を補助

太陽光発電設備(創エネ)
補助金額

7.5万円/kW
 上限容量50kW

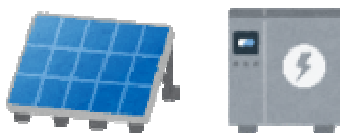


○FIT、FIP の認定を受けていないこと

- 発電する電力量の50%以上を自家消費すること
- 敷地外に導入する場合は、自営線にて供給すること など

蓄電池(蓄エネ)
補助金額

(設備費+工事費)×1/3
 上限容量50kWh



- 補助対象の太陽光発電設備と同時設置すること
- 家庭用設備(4,800Ah・セル相当のkWh未満)を設置する場合、蓄電池の設備費等が、12.5万円/kWh以下の蓄電システムとなるよう努めること
- 業務用設備(4,800Ah・セル相当のkWh以上)を設置する場合、蓄電池の設備費等が、11.9万円/kWh以下の蓄電システムとなるよう努めること など

※蓄電池のみの購入は対象外

高効率空調機器
 高機能換気設備
 高効率照明機器
 高効率給湯機器
 コージェネレーションシステム
 (省エネ)

(設備費+工事費)×1/2
 上限額60万円

- 高効率空調機器(改修): 従来の機器に対して30%以上の省CO2効果
- 高機能換気設備(改修): 全熱交換器
- 高効率照明機器(改修): 調光制御機能を有するLEDのみ
- 高効率給湯機器(改修): 従来の機器に対して30%以上の省CO2効果
- コージェネレーションシステム※(新規導入・改修)
 ※都市ガス・LPG等を燃料として発電し、その際に生じる排熱も同時に利用するシステム

申請期間

2026年(令和8年)6月1日(月)～2027年(令和9年)1月8日(金)

※予算の範囲内で受付するため、早期に受付を終了する可能性があります。

対象者

(1)次のいずれかに該当する者

- ・市内の自らが事業を営む事務所又は事業所(店舗併用住宅及び集合住宅等を含む。ただし、省エネ設備については、居所で使用されるものを除く。以下同じ。)に創エネ設備等又は省エネ設備(以下「補助対象設備」という。)を設置する者
- ・PPAモデル(第三者所有モデル)により、市内の事務所又は事業所(店舗併用住宅を含む)に創エネ・蓄エネ設備を提供する者
- ・リース等により、市内の事務所又は事業所(店舗併用住宅を含む)に補助対象設備を提供する者

(2)市税を滞納していない者

※申請者と、設置場所・自家消費場所が異なる場合は、所有者の承諾書が必要

補助金の交付には条件があります。必ず、HPを確認してください。


【問い合わせ】

福山市経済環境局環境部環境総務課
 電話番号:084-928-1115

詳しくはこちらから
 福山市ホームページ



福山市 太陽光 蓄電池 補助 検索